

口頭指導検証実施要領

令和8年〇〇月〇〇日

奈良県メディカルコントロール協議会
通信指令委員会

1 目的

奈良県下各消防本部（局）における指令業務遂行に際し、指令業務のうち救急指令に関する口頭指導の検証を統一要領に基づき実施することで、口頭指導に関する質の向上を図り、救命率の向上に繋げることを目的とする。

2 検証の対象

奈良県下各消防本部（局）管内で発生した心肺停止症例のうち、医療機関へ搬送した症例、または、指令課員が緊急度・重症度判定に基づき口頭指導を実施し検証が必要と判断した症例。

3 検証担当者

指令業務に従事している管理的な立場にある消防職員または指令業務に精通した指導的立場にある消防職員。

4 検証の期間

奈良県下各消防本部（局）における1次検証（部内検証）は、所轄毎に常時行うものとし、2次検証（奈良県メディカルコントロール協議会通信指令委員会検証）にあつては、概ね2ヶ月毎に実施するものとする。

5 検証要領

検証票から以下の基準により検証・評価を実施しその結果を記録するものとする。なお、不備を確認した場合は、その理由を受報者より聴取し併せて記録すること。

（1）救急指令の役割について

- ① 通報者から医学的知識に基づいて情報を聴取しているか。
- ② 必要に応じて通報者に口頭指導を行っているか。
- ③ 通報者からの情報を整理して緊急度と病態に応じた出場指令を行っているか。

（2）救急通報聴取要領について

- ① 誠実に対応し、顔の見えない通報者に対して不安を与えない聴取を心がけているか。
- ② 通報者の安全は確保できているか。
- ③ 情報聴取にあたって、通報者からの情報を漏らすことなく的確に聴取

できているか。

- ④ 通報形態、通報場所（自宅内、店舗内、屋外施設、路上等）を認識した聴取を行っているか。
- ⑤ 間違いやすい類似町名等に注意し、聴取時にあいまいである場合には勝手に判断せず、一回で聴取できないことを相手方に伝え、分かるまで確実に再聴取できているか。
- ⑥ 所在・内容を聴取するときは、指令員から誘導しないで、できるだけ通報者から内容を聞き出すようにできているか。また、先入観にとらわれず、判断に苦慮するときは常に危険側に立った対応を行っているか。
- ⑦ 携帯電話からの通報で所在が判明しない場合には、通信事業者への所在照会を行っているか。また、目標物のみ判明している場合には、インターネット検索または映像通報システム（Live119等）を有効に活用し、通報者の所在確定を進められたか。

（３）記録について

- ・ 検証票の記載不備、記載漏れについて
- ・ 時間関係の記載不備、記載漏れについて

（４）入電から出場先確定の判断について

入電から出場先確定までに際し、適切な対応及び判断がなされたかどうかを確認する。

- ・ 救急要請か否かを判断できたか。
- ・ 出場先を確定できたか。
- ・ 通報者名と通報電話番号を確認できたか。
- ・ 出場先の最終確認はできたか。

（５）出動編成及び適切な口頭指導について

通報内容により適切な出動隊編成ならびに口頭指導、出場隊への伝達が行なわれたかを確認する。

- ・ 通報者からの要請理由は理解できたか。
- ・ 通報者からの要請理由において重症度及び緊急度の判断はできたか。
- ・ 反応の有無の確認はできたか。
- ・ 呼吸の有無並びに呼吸状態の確認はできたか。
- ・ CPAの認知時期にあつては早期に判断できたか。
- ・ 目撃情報の確認はできたか。

- ・適切な口頭指導が行えたか。
- ・口頭指導内容は適切か。
- ・胸骨圧迫の指導内容において、圧迫の位置・スピード・深さの指導は行えたか。
- ・胸骨圧迫の指導内容において、複数の人がいれば交代指示を指導できたか。
- ・胸骨圧迫の指導内容において、姿勢の指導、場所移動の指導・救急隊がくるまで継続させるよう指導できたか。
- ・口頭指導をできなかった理由において、本当に口頭指導ができなかったのか。できないと、勝手に判断していないか。

（６）検証結果

１次検証（部内検証）検証の評価は推奨・標準・要確認とし、検証担当者はその結果について、検証票に部内検証結果を記載するものとする。また、検証・評価について必要と思われる事項については、特記しておくこと。

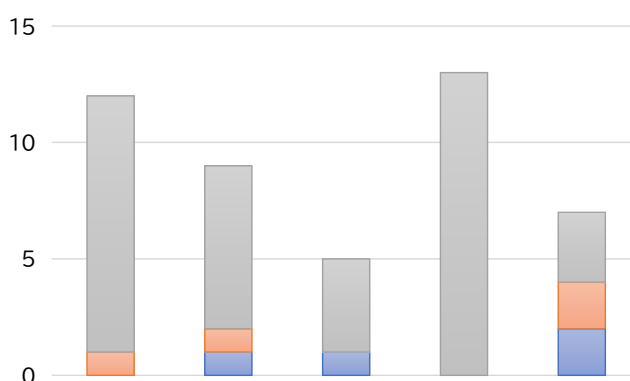
検証の結果、奈良県下の通信指令業務に従事する職員として共有すべき事案と判断した場合、奈良県メディカルコントロール協議会通信指令委員会で口頭指導検証票を基に検証・情報共有を図るものとする。

奈良県MC協議会におけるエピペン実証事業報告

- 1.実施主体 奈良県MC協議会 調整委員会
- 2.参加機関 【消防機関】
 及び参加人数 奈良市消防局 10名
 生駒市消防本部 8名
 奈良県広域消防組合 49名
 合計67名
- 【医療機関】
 奈良県立医科大学附属病院高度救命救急センター 27名
 奈良県総合医療センター救命救急センター 13名
 合計40名
- 3.実施期間 【確認期間】
 救急救命士によるデータの収集とアナフィラキシーとアドレナリン適応の判断の
 みを行い、処置は実施しない期間
 令和7年8月1日(金)0:00～令和7年9月30日23:59
 【実投与期間】
 アドレナリン適用の傷病者に処置を実施する期間
 令和7年10月1日(金)0:00～令和7年12月31日23:59
- 4.投与実績 0件
- 5.インシデント 0件
 有害事象報告
- 6.観察カード使用実績 下記の図の通り

観察カード使用実績

■奈良市 ■生駒市 ■奈良県広域



	確認期間		実投与期間			総数
	8月	9月	10月	11月	12月	
奈良市	0	1	1	0	2	4
生駒市	1	1	0	0	2	4
奈良県広域	11	7	4	13	3	38
総数	12	9	5	13	7	46
救急隊がアナフィラキシーと判断した症例	2	3	1	3	3	12
医師がアナフィラキシーと診断した症例	2	4	1	2	3	12
投与対象症例	2	0	0	0	0	2

※9月 医師がアナフィラキシーと判断した症例の内1件は、救急隊が観察カードを使用せず搬送し、搬送先医師がアナフィラキシーと診断した症例

